

町内の一部地域においてテレビアンテナの調査(世帯訪問)が行われます



11月16日(予定)から長与町の一部地域において携帯電話の新しい電波利用が開始されます。これに伴い町内の一部地域において、テレビの映像が乱れる可能性があります。(ケーブルテレビ、光ファイバーテレビをご覧の場合は影響ありません)

①のチラシが届いた世帯についてはテレビ映像に影響が出る可能性が高く、「一般社団法人700MHz利用促進協会」による世帯訪問(テレビアンテナの調査と、必要に応じて対策作業)が行われます。**費用は一切かかりません。また物品の販売をすることもありません。**

②のチラシについては①の周辺地域に対し、注意喚起を行うものです。
・工事業者は「テレビ受信障害対策員証」を携帯しています。不審な場合や、その他のお尋ねについてはコールセンターへご連絡ください。

問 700MHz テレビ受信障害対策コールセンター
☎0120-700-012 (フリーダイヤル)
☎050-3786-0700 (IP電話などでつながらない場合)
受付時間9時から22時(土・日・祝日および年末年始含む)

年金だより

問 日本年金機構長崎北年金事務所 ☎861-1354
役場健康保険課年金係 ☎883-1111

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

2年以上前の保険料は時効により納付できませんが…過去5年以内に納め忘れた保険料を後納制度により納めることで、将来受け取る年金額を増やしたり、年金を受給できるようになる可能性があります。

後納制度が利用できるのは、平成30年9月30日までとなっていますので、納め忘れた保険料がある方は、早めにご利用ください。

ご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方…5年以内に納め忘れの期間(一部免除の未納分も含む)や未加入期間がある方。
- ②60歳以上65歳未満の方…任意加入中に納め忘れの期間がある方。
- ③65歳以上の方…年金受給資格がなく、任意加入中の方など。

注意事項

※高齢基礎年金を受給している方は、お申込みできません。
※後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。

※過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。

(例)平成24年8月分の場合→平成29年8月末までの納付となり、平成29年9月以降は納付できません。

国民年金保険料の追納をおすすめします!

全額免除、一部免除、法定免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、全額納めた場合と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

そこで、10年以内であれば、追納制度により、これらの期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

注意事項

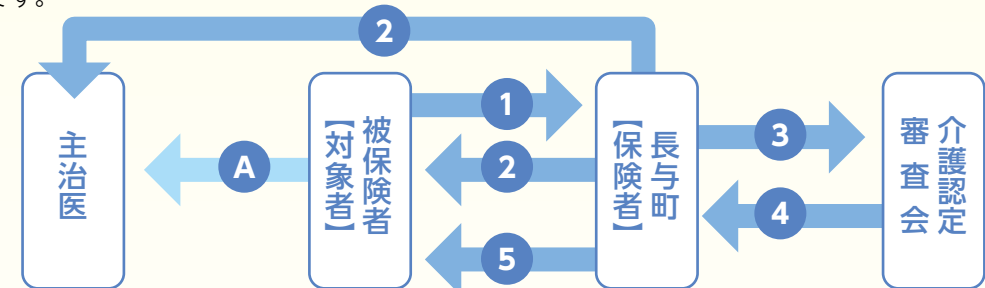
※高齢基礎年金を受給している方は、お申込みできません。
※一部免除を受けた期間で、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。
※追納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
※過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。

介護保険のしくみ

問 長与町介護保険課 ☎883-1111
長与町地域包括支援センター ☎887-3008

申請から認定までの流れ

介護保険のサービスを受けるためには、要介護・要支援認定を受ける必要があります。申請から認定までの流れは以下のとおりです。



①要介護・要支援認定の申請対象者

- 65歳以上の方…日常生活において介護や支援が必要な方
- 40歳以上64歳未満の方…指定の病気(特定疾病)により介護や支援が必要となった方

手続き

- 65歳以上の方は介護保険被保険者証を、40歳以上64歳未満の方は健康保険証を添えて、役場介護保険課へ申請書をご提出ください。申請書は役場介護保険課で入手、または町ホームページでダウンロード可能です。
 - 申請書には主治医の氏名を記入する欄があります。事前に氏名をご確認いただき、申請時期について主治医などにご相談いただく必要があります。
- ※介護サービスの利用が必要となったときに申請してください。

②訪問調査の実施、及び主治医の意見書作成

- 認定調査員が自宅などを訪問し、本人や家族から心身の状態、日頃の様子などをうかがいます。
- 町から主治医へ意見書の作成依頼を行います。
- ※A主治医への受診について：事前に受診を行って①申請を行うか、①申請の後すぐに受診を行ってください。

③認定審査会へ審査(判定)の依頼

調査票・主治医意見書の内容を元に、有識者の会議で介護度が決定されます。

④審査(判定)結果の通知

介護認定審査会で決定した結果の通知があります。

⑤認定結果の通知

- ④の認定結果を記載した被保険者証を町から本人へ送付します。
- 申請から認定までの日数は30日～40日程度を要します。
- 認定が下りた後のサービス利用の流れなど、ご不明な点はお問い合わせください。

消費者注意報

消費者に注意してほしい主な問題商法 その(2)

皆さんに注意してほしい主な問題商法と、その勧誘の手口・特徴をご紹介します。

①【ワンクリック請求】～アダルト情報サイト～

インターネットのアダルトサイトなどで、利用料金や利用規約を明確にせず、消費者がクリックすると「登録完了」「料金〇万円」などと表示し、高額な料金を請求する。

②【キャッチセールス】

～化粧品、美顔器、エステ、タレントスクールなど～
駅や商店街の路上でアンケート調査などと称して呼び止めて、営業所や喫茶店に同行させ、不安をあおるなどして商品やサービスを契約させる商法。契約に応じるまで強引に勧誘したり、必要のない商品を買わせたりするなど問題が多く、社会経験の少ない若者の被害が特徴。

③【アポイントメントセールス】

～アクセサリー、割引サービス会員、パソコンソフトなど～
「抽選に当たったので景品を取りに来て」「特別モニターに選ばれた」などと、販売目的を明らかにせず、また著しく有利な条件で購入できると言って、電話やダイレクトメールなどで営業所に呼び出し、契約しないと帰れない状況にするなどして商品やサービスを契約させる商法。

④【マルチ商法】

～健康食品、化粧品、飲料、情報ソフトなど～
販売組織の加入者が新規加入者を誘い、その加入

者がさらに別の加入者を誘引することで組織を拡大して行う商品・サービスの取引。新規加入者の支払う加入料や商品購入代金などによって自分の利益が得られると勧誘する。ネットワークビジネスなどと説明する場合もある。

⑤【サイドビジネス商法】

～健康食品、化粧品、内職・副業～
「在宅の簡単な仕事で高収入が得られる」「資格・技術を身に付けて在宅ワーク」などと勧誘し高額な教材などを売りつける商法。収入はほとんど得られないうえ、支払だけが残る。

⑥【ネット通販詐欺】

～服飾雑貨一般、海外ブランド品～
インターネット通信販売で商品を購入する申込みをして代金を支払ったのに、商品が届かなかったり、注文したものと異なる商品が届き、連絡も取れなくなる。ブランド品を注文したところ、明らかなニセモノが届き、事業者が返金に応じないという相談も多い。

困ったときは消費生活センターまたは長与町役場相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン 局番なし☎118
長崎県消費生活センター ☎824-0999
長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111

※長与町ホームページでも消費生活に関する情報をお知らせしています。
町ホームページ→相談窓口→消費生活相談